

宮崎市介護職員就業定着促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所等に介護職員等として就労を希望する者に対し、介護職員初任者研修課程の修了支援を行う宮崎市介護職員就業定着促進事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行令（平成10年政令412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修（以下「研修」という。）をいう。
- (2) この要綱において「介護サービス事業所等」とは、次に掲げるサービス等を提供し、又は施設を運営する事業所をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - ク 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - ケ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - コ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - サ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (3) この要綱において「介護職員等」とは、介護サービス事業所等に従事する介護職員、訪問介護員、介護従事者、支援員、看護補助者、介護助手をいう。（事務員、清掃員、調理員は除く。）

(事業の目的)

第3条 この事業は、介護人材不足が見込まれる中、介護保険制度を安定的に運営していくため、介護人材を育成し、介護職員等の就労・定着促進及び離職防止を図ることを目的とする。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、宮崎市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の実施にあたっては、宮崎県の指定を受けた介護職員初任者研修事業者（以下「研修事業者」

という。)のうち、本市が別に定める要件等を満たす研修事業者に委託できるものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、事業の申込時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 介護サービス事業所等に介護職員等として内定または就労していない者。
- (3) 研修課程の修了者と同等以上の資格を有していない者。
- (4) 研修課程修了後、市内に所在する介護サービス事業所等において、介護職員等として就労を希望する者。
- (5) 市税等の滞納がない者。
- (6) 宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。

(受講の要件)

第6条 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 年度中に研修課程を修了すること。
 - (2) 研修課程修了後、原則6か月以内に市内に所在する介護サービス事業所等において介護職員等として就労し、かつ原則1年以上継続して就労すること。
- 2 前条第4号及び前項第2号の介護サービス事業所等の居宅サービスについては、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除き、介護予防サービスについては、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除くものとする。

(研修の費用)

第7条 事業において、第9条の規定による受講決定を受けた者に係る研修受講料は無料とする。

(受講申込)

第8条 研修を受けようとする者は、別に定める方法により、市長に申請するものとする。

(受講決定の可否)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第6条に定める受講の要件を満たすことを条件にした上で、受講決定の可否を判断するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により受講決定の可否を判断したときは、その可否について当該申請した者に通知するものとする。
- 3 前項の受講決定の通知後に、当該研修の受講を辞退するときは、別に定める方法により、市長に届け出なければならない。

(受講決定の取消し等)

第10条 市長は、受講決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受講決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業の研修を受講したとき。
- (2) 第6条に規定する要件を満たすことができなかつたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が、相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項により受講決定が取り消された者について、今後事業の申込を受け付けないこととするとともに、やむを得ない場合を除き、研修受講料の全てを請求することとする。

(就労状況報告等)

第11条 第6条第1項第2号の規定により就労した者及び就労後1年間を経過した者は、遅滞なく介護サービス事業所等が発行する就労証明書を市長に提出しなければならない。

2 前項の就労証明書の提出期限は、就労時及び就労後1年間を経過時、それぞれ原則3か月以内に提出するものとする。

3 前項の期限までに第1項の就労証明書が提出されなかつた場合は、第6条第1項第2号の規定を満たしていない者とみなし、前条第2項の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 6月20日から施行する。